

議案第34号

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の制定について（全部改正）
大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の全部を改正する。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例

大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第51号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の農業交流体験を促進するため、大田原市ポップ農園（以下「ポップ農園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ポップ農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市ポップ農園

位置 大田原市片田1198番地2

（施設）

第3条 ポップ農園の施設は、次のとおりとする。

- (1) 管理棟兼直売所
- (2) 小型軌道車
- (3) 観光農園
- (4) ゲートボール場

（指定管理者による管理）

第4条 ポップ農園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 前条の規定により指定管理者にポップ農園の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ポップ農園の施設の管理及び設備の維持管理に関する業務
- (2) ポップ農園の使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ポップ農園に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にポップ農園の管理を行わなければならない。

（開園時間及び休園日）

第6条 ポップ農園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、11月1日から翌年3月31日までの期間は、午前9時から午後4時までとする。

2 ポップ農園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日にあたる時は、その翌日とする。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 前条第1項の規定によりポップ農園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園時間若しくは休園日を変更し、又は臨時に休園することができる。

（使用の許可）

第7条 ポップ農園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 市長は、ポップ農園の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の使用許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 第7条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(2) 前条各号の規定に該当したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若

しくは転貸してはならない。

（使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由によりポップ農園の使用を中止した場合で、市長が還付することを適当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の収入）

第13条 市長は、利用料金を法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる。

（利用料金の承認）

第14条 ポップ農園の利用料金の額は、別表に定める額を上限とし、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、使用者に代わりこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償の義務）

第16条 使用者は、ポップ農園の使用に際して、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定）

第17条 指定管理者にポップ農園の管理を行わせる場合において、第7条から第9条まで、第11条、第12条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第7条及び第8条中「使用」とあるのは「利用」と、第9条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、第10条中「目的外使用等」とあるのは「目的外利用等」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、第11条、第12条、第15条、第16条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とする。

2 前項の規定は、管理棟兼直売所には適用しない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の大田原市ポップ農園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料については、令和8年4月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、令和8年4月1日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条、第14条、第17条関係）

施設名	使用料	
	月額	10,000円
管理棟兼直売所	月額	10,000円
小型軌道車	1人1回（2歳未満無料）	500円
観光農園	1株	200円
ゲートボール場		無料